

**重点番号7：朝・夕の時間帯における保育士配置定数の緩和（厚生労働省）**

朝夕の保育士数の特例的取り扱いに係るアンケート調査  
調査結果概要

保育士数の特例的取り扱いについてのアンケート調査結果

期間：平成 27 年 8 月 24 日～9 月 4 日

対象：都道府県、指定都市、中核市に対して、書面にて調査

**質問 1. 特例的取り扱いを認めているか**

	全体	都道府県	指定都市、中核市
認めている	12 (13%)	4 (10%)	8 (15%)
認めていない	63 (71%)	25 (68%)	38 (73%)
検討中	14 (16%)	8 (22%)	6 (12%)
計	89	37	52

特例的取り扱いを認めている理由（一部抜粋）

- （保育士が不足しているからという意見）** 7 件
  - 保育士の確保が難しく、現在、勤務している保育士の負担が過剰になるのを防ぐため。
  - 地域によっては、朝夕の保育士 2 名配置が困難な事例が認められるため。
- （国が認める基準に従うという意見）** 5 件
  - 特例的な取り扱いが出来る場合を国が認めているのに、県がこれを認めないとするだけの理由がない。

特例的取り扱いを認めていない理由（一部抜粋）

- （省令・条例の規定と抵触することや定義の不明確さに言及する意見）** 21 件
  - 保育士の配置については、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」において明確に規定されていることから、特例的な取扱いを実施するためには、事務連絡ではなく、基準の改正か通知によるべきと考える。
  - 保育士配置基準は国の基準を踏まえ県条例で定めていることから、特例適用には十分な議論・検討が必要と考えられる一方で、本特例の今後の取扱等が不明であるため。
- （質の低下に言及する意見）** 28 件
  - 朝夕及び延長保育の時間帯は、怪我等の発生が多いことから、最低基準に基づく保育士の配置は必要であると判断したもの。
  - 条例で保育士の数は年齢別配置基準以上とし 2 人を下回らないことと定めており、保育の質及び子どもの安全面の確保という観点から基準を緩和する予定はない。
- （保育士不足が深刻でないという御意見）** 23 件
  - 保育士の有効求人倍率について他の都道府県と比較してもさほど高くはなく、県条例で規定する基準を緩和するほど保育士の確保が特に厳しいとは言い難いため。
- （その他）** 9 件
  - 市内における保育士不足が顕在化しているとの認識は持ちつつも、従前より短時間勤務の保育士の活用・定員の弾力化の運用を行い、さらに平成 26 年度より保育士・保育所支援センターを開設し保育士不足解消に努めているなか、実質的に保育の質の低下を招く取扱いの導入については時期尚早であると見込んでいるため。
  - 3 月に対応の連絡をいただいても、その時点からは新たな仕組みを検討していくのは難しかった。

**質問 2. 保育士数の特例の問題点や課題（一部抜粋）**

<p><b>（「保育士の確保が特に難しい地域」、「保育する児童が少数である時間帯」等の定義が不明であるという意見） 27 件</b></p> <p>○当該事務連絡中の「保育の受け皿の拡大が大きく進んでおり」、「保育士の有効求人倍率が高い」、「保育士の確保が特に難しい地域」、「保育士でない者であって保育施設における十分な勤務経験を有する者」等、定義が示されず、自治体の判断とされているが、対外的に説明できる根拠がないこと。</p> <p>○「当該保育所において保育する児童が少数である時間帯」とあるが、おおよそその程度の状況を指しているか判断しにくい。</p>
<p><b>（省令、条例との抵触を懸念する意見） 16 件</b></p> <p>○児童数にかかわらず、保育士 2 名を配置する基準は、最低基準省令で定める「従うべき基準」であり、特例を認めるのであれば最低基準省令を改正する必要があると考える。</p>
<p><b>（保育の質や安全性の低下を懸念する意見） 45 件</b></p> <p>○朝・夕の時間帯は、児童数は少ないが 0 歳児から 5 歳児までの合同保育となるため、怪我や事故などが起きやすく、日中の時間帯よりもむしろ配慮が必要と考えている。</p>
<p><b>（今年度限りであることを懸念する意見） 7 件</b></p> <p>○特例期間の経過後に緩和した基準を元に戻すにあたり、保育所等の現場において混乱が生じるおそれがある点。</p> <p>○特例措置が 27 年度限りであり、28 年度以降の方向性が見えない。</p>
<p><b>（その他） 13 件</b></p> <p>○対応可能な時間帯及び保育士に代わる者の保育能力について、施設長が認めるとしているところだが、自治体としてその適否を判断する方法が明確ではない。</p>

### 質問3. 保育士数の特例の期限について

	全体	都道府県	指定都市、中核市
延長すべき	23 (27%)	2 (6%)	21 (40%)
延長すべきでない	25 (29%)	11 (32%)	14 (27%)
その他	38 (44%)	21 (62%)	17 (33%)
計	86	34	52

#### 特例的措置を延長するべきとする理由（一部抜粋）

##### （保育士不足が今後も続くとする意見）20件

- 保育士確保が難しい地域において、すぐに保育士確保が可能になるとは考えにくい。特に、山間地の施設では、朝・夕の保育に対応できる保育士の確保が難しいため。
- 必要数の早朝、延長パート保育士の確保ができず、園児の受け入れができなくなってしまうため。

##### （その他）6件

- 保育士のシフトの組み方に余裕ができる。そのことで、保育・教育に必要な研修や打ち合わせ等の時間を作ることができるため。

#### 特例的措置を延長すべきでないとする理由（一部抜粋）

##### （質の低下に言及する意見）9件

- 最低基準は遵守されるべきと考えるため。
- 保育の質の確保の観点から、当面は保育士で対応する予定のため。

##### （自らの自治体で特例的措置を認めていないため不要とする意見）9件

- 当該特例の適用を認めていないため。

##### （その他）7件

- 特例的な取り扱いが認められるのは、朝夕の順次登所退所する過程のごく限られた時間帯であり、日々その状況が異なるため、現場でこの取り扱いを適用させるメリットはあまりないと考えられるため。
- 全国での特例の実施状況を把握し、問題点等を確認したうえで判断しようと考えているため。